

九州の製蠟業における労働力

野口喜久雄

はじめに

幕末における農村工業の研究は、その発展をわが国の資本主義成立史上にいかん位置づけるかという視角において行われるべきである。近年、尾西織物業を中心とした、いわゆるマニユファクチュア論争が活発に展開され、マニユ理論が格段に深化せしめられたが、その評価については相反する見解の深い対立があり、問題は今後にもち越されている。⁽¹⁾

九州においては、九州の資本主義的後進性——中央資本への従属、中央資本への原料、労働力の供給地としての地位——の原因の解明が一つの課題となる。

本稿は、九州の幕末の代表的な工業生産部門たる製蠟業経営の研究の一部で、その労働力を中心とした考察である。⁽²⁾しかるに、ここで考察の対象とした森家の経営の性格が、九州の製蠟業経営の一般的な性格を兼ね備えているかどうかを確定するには、さらに多くの個別経営の研究がなされねばならない現状にある。とくにそれは、より重要な明治期の問題についてあてはまる。

(1) 簡単には矢木明夫「農村工業の発展とマニユファクチュア」(岩波講座「日本歴史」近世5)所収)

(2) 他の一部は「九州の製蠟業経営における収支構造」として成稿をえている。なお、森家の商業経営の変遷については、すでに「江戸時代の日田商業と経営」(「大分工業高等学校研究報告」第一号)として発表した。

一、九州における製蠟業の特質

「明治七年府県物産表」に表われた数字では、蠟類の生産価額は工業生産総価額の四%（総生産価額の〇・四%）を占めるにすぎない。織物の工業生産総価額に占める割合四六・七%（総生産価額の五・二%）とは比ぶべくもない。

各府県別にみても、織物生産価額が栃木県で県内総生産価額の二四・九%に及んでいるほか、京都・埼玉・堺・新川・豊岡の五府県で一〇%以上を占めているのに対し、蠟類の生産は兵庫県で二・九%を占めるほか、一%以上の生産をあげている県も三瀨・愛媛・小倉・大分、節磨の五県しかなく、その地位は極めて低いといわねばならない。

しかし、製蠟業は西洋蠟燭・石油・電燈におされて、明治期に衰退していく産業であり、すでに「明治五、六年ヨリ価格漸ク低下シ着々利ヲ失ヘリ因テ大ニ製額ヲ減シ……現時ノ景況ニテハ殆ト廢業ニ至ラントス」といわれる程であった。従って「府県物産表」にのせられた数値は衰退しつつあった時期の蠟の生産価額であったのである。

では、明治以前ではどうか。熊本藩では安政五年にはじめて全藩的な数字が知られるが、製蠟高は約八〇万斤であった。⁽⁴⁾福岡藩では専売制が実施されていた安政四、五年の藩の蠟会所へ納入高は平均四万丸、一九八〇斤であるから斤数にして実に三六〇万斤である。従って、⁽⁵⁾「明治七年府県物産表」の数字は幕末の生産高の数分の一でしかない。

そして、他の生産物、特に織物の生産高が幕末から明治にかけて急激に増加したことを考えるならば、幕末の蠟の生産価額の総生産価額に占める割合はずっと高かったといえる。

なお、九州における工業生産の発達の度合は他地方に比して極めて低く、明治初年の工業生産物としては酒以外にめぼしいものがないのであるから、幕末の九州においては蠟生産の地位はかなり高かったと考えるべきである。江戸時代の九州各藩でみられる藩による積極的な蠟の増産政策や、農村地主、在郷商人による製蠟業への積極的な進出もそれを物語るものであろ

う。

九州における製蠟業の起源は一七世紀以前にさかのぼることができるが、その発展は一八世紀にいつてからである。いうまでもなく当初における生産形態は農民による小商品生産（封建的生産様式）である。その発展が慢性的な財政困難に悩んだ諸大名の財政建直し策と結びついていたことは西日本の製蠟業の一つの特徴である。例えば、肥後藩において享保八年以降農民に強制的に樅樹を栽培させ、とくに宝暦の改革では製蠟業の奨励による収入増加策をその財政政策の中心に据えている。宝暦十三年の藩宮の高橋製蠟所の設置はその一つであるが、享和三年には藩主が側用金を投じて水前寺蠟絞所を設ける一方、専売制を行って製蠟業の拡大をはかっている。福岡藩では、享保年間すでに高橋善蔵の「窮民夜光珠」があらわされており、樅樹栽培の広汎な展開を知ることができる。元文四年怡土郡篠原村において「御仕立」（藩の強制による）樅苗五、二〇〇本を含めて一、二〇〇本が植付けられており、その趨勢を知りうる。さらに、宝暦一二年一二月には「樅実商売運上取立」が始まるなど領主の積極策による樅実生産＝蠟生産の発達をみる。この他、佐賀藩多久領、萩藩でも同様のことが指摘できる。

当初の直接生産者は封建的諸規制によって商品流通機構からきりはなされておりその余剰生産部分を領主から収奪されたので、やがて町方、在方商人の問屋制的支配をうけるに至る。問屋商人は近郷農村より前貸によって樅実を買集め、それを中、小製蠟業者に貸付けまたは販売して蠟を入手する。蠟は一部の地元消費を除いて殆んどが上方へ販売された。寛政八年の福岡藩の専売仕法は蠟生産の問屋制的支配を強化し、それを藩が把握することによってその利潤の一部を藩が吸収しようとはかったものに他ならない。⁽¹⁰⁾

他方、彼らはまた自己の板場を所有し、直接生産に乗り出す。「(鞍手郡)若宮河内杯樅実余分之儀ニ而、大板場も段々居申候」という「大板場」は恐らくは彼らの経営するものであったろう。そしてそれはマニユファクチュア的経営であったと推測されるのである。大蔵永常がその著書「農家益」（享和二年刊行）にかかげた「九州筋絞方算用荒積」は明らかにマニユ的経営のそれである。⁽¹⁴⁾

肥後天草（天領）の石本家は江戸中期すでに在郷商人地主として広汎な小作地を持ち、農民に貸付け、また寛保年間より酒の販売、室暦年間には蠶桑の購入をなし蠶の生産を行っている。もっとも当初の蠶の生産規模はいたって小さいものであったらしく、文化十二年においても購入楮桑量が四〇万斤、販売生蠶量が六万斤であるにもかかわらず石本家の板場での生産量はごく僅かで、その生産は季節的である。しかしその翌年には生産量は三倍以上となり、翌々年には、

「一、蠶絞方拾五人 船数拾艘之積り

一、晒蠶三人 晒高貳百五拾枚積り」⁽¹⁶⁾

そして、生産量も文化十二年の一〇倍（約三万五千斤）まで達した。その労働力は文化以前では、年傭労働力、下人労働力と若干の日傭労働力によってまかなわれている。これらの年傭・下人労働力は蠶絞専業労働力ではなく、農業労働の一部がさかれたものである。しかしながら、その間にも、蠶絞専業の日傭労働力の存在を見逃すことは出来ない。⁽¹⁷⁾

文政年間に入ると、生産量の増大にもなつて、蠶絞専業の労働力がその大部分を占めるようになる。例えば、文政元年の八人の蠶絞りのうち、五人までが年間労働日数二〇〇日以上で、単に農閑の余暇労働と規定する訳にはゆかない状態にある。⁽¹⁸⁾ この労働力が日傭労働力であることを史料の上で確認することはできないが、労賃が一日十九文銭五匁（九五文）と定められていることから、恐らくは日傭であろうと思われる。⁽¹⁹⁾

要するに、石本家の労働力は文化以前では年傭労働力、下人労働力がその中心をなしているが、文政以降は日傭専業労働力がそれにとつて代つていることが知られるのである。これは、生産量が増大し、その労働が季節的なものから継続的なもの（年間を通じて行う労働）へと変化したことと、次にのべるような技術的な制約とから、年傭労働力、下人労働力がその生産形態に対応しえなくなつたことによる。つまり、質的に高い労働力を年傭、下人労働力に求めるには自ら限度があるのである。

技術面については、そこに一定の技術的な熟練度が必要とされ、単に苛烈な肉体的労働に耐えうるといふ肉体的条件を具備したものが、必要に応じてそれに従事するというようなものではなかつた。というのは、文化十二年に石本家に約六万斤の生

蠟を販売するところの小商品生産者が周囲に存在しているのであるが、このような広範な商品生産の展開は一定度の技術の発達なしにはありえないであろう。このような段階での石本家の労働がたとえ、年傭、下人労働であつたとしても、そこに一定の技術の高さが要求されたと考えざるをえないのである。

いま、石本家の製蠟マニユ(資本制生産の端的形態たる本来的マニユではないことはいうまでもない。問屋制的小商品生産支配の形式的転化形態たる特権マニユ⁽²²⁾)というべきである。このように特権マニユは十八世紀末より九州の各地に展開し、九州の蠟生産の主力をなすに至る。その具体例をあげるに豊前京都郡行事村玉江家、全堤家⁽²³⁾、筑前鞍手郡金生村石井家⁽²⁴⁾、肥後天草郡山口村大谷家、豊後日田の草野、千原、手島、広瀬、山田、森の諸家⁽²⁵⁾そして半ば藩営の釜惣⁽²⁶⁾と枚挙にいとまがない。

(1) 古島敏雄「資本制生産の発展と地主制」および「日本産業史大系1総論篇」(地方史研究協議会編)所収の全「諸産業発展の地域性―明治初年における」

(3) 「明治十年内国勲業博覧会出品解説」(「明治前期産業発達史資料」第7集(4)百七頁)

明治六年末の三か月間の平均蠟(古実)価格は斤当り一円三三銭で、明治四年一〜三月にし、三二%も下落しており、全二年夏の約半分ではない。(宮本又次編「近世大阪の物価と利子」)

(4) 毛室諦成「肥後の蠟」(「日本産業史大系8九州地方篇」)

(5) 遠藤正男「日本近世商業資本発達史論」二七六、二七七頁

(7) 「糸島郡誌」七六九頁

(8) 「福岡藩郡役所記録」(「福岡県史資料」第四輯)

(9) 多久領では安永六年以前から小物成役所の中にとくに榎方を設けて榎の専売を行なっている。榎の専売収入は寛政二年には小物成方収入の2/3を占めている。(三木俊秋「佐賀藩多久領における小物成方支配に関する資料」九州大学九州文化史研究所創立二十五周年記念

論文集所収)

(10) 田中彰「長州の蠶と繭」(「日本産業史大系 7 中国四圍地方篇」)

(11) 三奈木黒田家文書「御國中榎実繭御仕組記録」(九州大学九州文化史研究所蔵)

(12) 後でふれる石井家は若宮在の板場である。あるいはそれかも知れないが、寛政年間に経営していたか未だ確認はできていない。

(13) 「九州筋紋方算用荒積

一榎実百斤但百六拾百斤なり

是を老人前之仕業と定め老人半前又ハ式人前も絞る也

貳分五厘替

代銀貳拾五匁

又壹匁五分

絞り賃銀

七分五厘

粉拵人同向雜用

八分五厘

絞人 飯料

貳分

道具損料

合貳拾八匁三分

此生蠶出来高貳拾斤

壹斤売匁八分宛

代銀三拾六匁

残而七匁七分 利分

又壹匁貳分三厘

但下油四合入れバ代七分五厘此目壹斤壹分也是を蠶に直セバ代壹匁九分

八厘引残而

四分

蠶かす代

九分

さねこ蠶出る

合拾匁貳分三厘

惣利分

一 絞り人酒代たばこ代ハ釜の下灰にて有
一 釜の下薪ハラウカす四分立候外ニ而有

- (15) 篠藤光行「村方商人の性格と製蠟業」 秀村選三「石本家の経営形態に関する一考察」(九州大学九州文化史研究所紀要)第三、四合併号)および秀村「幕末期辺境における村方商人」地主の雇用関係―肥後国天草郡御領村石本家の「定居」奉公人」(九州大学「経済学」研究)二三―三・四)

- (16) 石本文書「文化十四年家費積減録」

- (17) 例えば、文化七年に「佐伊津蠟絞新七、蠟ノ熊蔵、蠟ノ和吉、」(「蠟楯勘定帳」)の名がみえる。

- (18) 全「文化十五年絞蠟請取帳」

	石本家の日備賃		19文銭立		年備
	蠟 (先方之飯)	絞 (此方飯)	全 (此方飯)	外勤	
天明 8	6 匁				
全 9	6 匁		4 匁		
文化 3					750 匁
全 12			5 匁?	2.5 匁	750 匁
全 13			5 匁?	3 匁	

天明九年の例では、年備奉公人が蠟絞りに従事しても給金の増しはない。

20 六万斤の生蠶を生産するためには、約三五〇〇日の労働日数が必要とされる。これだけでも十数人の小生産者の存在が推定されるのである。

21 特権マニユ・間屋制の凝集点としてのマニユ。典型的には織物業においては主として準備、仕上工程の作業場をその経営の内部にもち、主要な工程である織布工程は周辺の小生産者を賃機として組織する。そのいわゆる外業部の組織は、マニユの狭隘な技術的基礎に基づくのであるが、生蠶生産部門では技術的な制約から存立しえない。例えば実摺りの一日一人当りの作業量は榎実一石五斗（重さにして七五〇斤 \parallel 四五〇kg）であるから、それを外業部に委託するには膨大すぎる。また主要工程たる蠶絞りをそうすることは分業と協業の形態が単純であるこの生産部門ではマニユの存立を否定することになる。

外業部を組織するか否かは一つにはその生産の技術的な性格によるものであって、その存否は特権マニユの性格規定に関係しない。特権マニユ、間屋制支配の形式的転化形態たるマニユはその経営が自由な商品生産 \parallel 流通の発展の阻止を前提とし、周辺農村の農民・小生産者に対する間屋制的支配に存立の基礎をおくものである。藩の専売制下の各マニユ、とくに福岡藩弘化年間の瀬戸惣右衛門（釜惣）の経営はその一つの典型である。（遠藤前掲書）

22 明治十年代の福岡県（筑前）の製蠶家数二八一戸、製造所一所に付九坪の地を要す。その生産高は凡そ八二五、〇〇〇斤、価格にして八〇、〇〇〇円余、したがって一戸当りの生産高は約三、〇〇〇斤、価格にして二八五円にすぎない。しかるにマニユ経営の場合、一経営の生産高は数万斤に達するのであるからその過半はマニユ経営によるものと考えてよい。（「福岡県物産誌」）

23 玉江家（屋号船屋）。もと始商売から起り、綿実商売、登商売、酒屋、醬油醸造、綿打をなし、また田畑を集積した。寛政元年より製蠶を始めた。この頃より特権商人化し、天保十一年には藩の産物方会所を受持ち、文久二年には産物方御用掛となった。

24 堤庄藏、明治十年生産高一二、〇〇〇斤、嘉永三年、父半藏が豊前国産物会社（藩の産物会所であろう）の長となって創業（「明治前期産業発達史資料第7集(4)」百七頁）

25 石井家、鞍手郡金生蝸大庄屋、文久三年の生産高一六・七七〇斤余、他に酒造を営む（石井文書）

⑦ 大谷家、明治十年の生産高一万斤。もと町山口村庄屋で、文政四年七月の郡中諸色引受問屋株取締役の一人である大谷家そのものか、その一族であろう。（松田唯雄「天草近代年譜」）

⑧ マニユ経営の研究ではないが、遠藤前掲書、篠藤光行「幕末における商家経営の推移―日田豪商、手島家の「棚卸帳」分析を中心に―」（宮本又次編「九州経済史論集」第三巻）原田敏丸「豊後日田における商人資本の性格」（全右第二巻）

⑨ 遠藤前掲書

二 森家の製蠟経営

森家は屋号鍋屋（商号③）、江戸時代初期より商を業としていたようであり、三部を中心とする全国市場の発展に伴って、上方と九州とを結ぶ仲介商業を拡大し資本を蓄積していった。十八世紀の後半、九州各地で蠟の生産の飛躍的な発展に応じ、小商品生産の間屋制支配に乗り出した。天明七年の森家の「内勘定帳」に「七拾六文銭貳貫百五拾匁平印櫛代」⁽¹⁾、「七拾六文銭貳貫百八拾九匁九分平印生蠟拾六丸淀三行之分」とあるのは、森家が平印に櫛代を前貸ししその生産物たる生蠟を受取るという前貸問屋制支配を物語っている。こうして森家の櫛・蠟の販売利潤は寛政一〇年には⑨二八貫〇九二匁（生蠟・晒蠟約二二〇〇斤の販売）に及んだ。

そして寛政一二年、始めて自らの板場を設け、直接生産にたずさわるに至る。この森家の経営の推移は前述の九州の製蠟業の展開に相応するものである。

寛政十二年正月二日の森家の製蠟関係資産は十九文銭で五〇貫余で、これが蠟の生産開始にあたって投下された資本である生産の規模は文化年間以降逐年拡大され弘化―嘉永に最大規模に達した。（表1）弘化元年の生産高は約五万斤、価額にして銀一三〇貫ほどになるから、経営の規模はその当時としては最大級のものであったと思われる。そして弘化元年の製蠟利潤は経営の総収入の四割を占め、全二年の関係資産は総資産の約半分となり、貸付業とともに製蠟業が森家の経営の中心をなして

森家の製蠶蠶營の推移

表1

年	製蠶関係資産	消費樫実量	利 潤
	貫 匁 分	斤	貫 匁 分
寛政12年	253 472.9		
文化 2	98.154.2		
〃 3	76.435.6		
〃 4	127.552.1		
〃 5	49.646.0	33,800	4.174.0
〃 6	70.580.0		8.496.5
〃 7	132.022.6	94,450	9.127.1
〃 8	129,964.3		
〃 9	78.287.3	51,110	11.061.4
〃 10	80.299.0	76,210	14.028.7
〃 11	92.697.5	110,800	16.131.8
〃 12	156.497.6	150,500	36.013.2
〃 13	201.823.5	199,000	41.139.1
〃 14	162.714.0	150,800	25.116.1
文政 1	221.119.6		
〃 2		226,200 ⁽¹⁾	11.934.7 ⁽⁸⁾
〃 3		184,850 ⁽²⁾	19.534.7 ⁽⁹⁾
〃 4	193.804.9		
弘化 1		298,300 ⁽³⁾	121.680.0 ⁽¹⁰⁾
〃 2	1.225.880.0		
嘉永 6		266.786 ⁽⁴⁾	
慶応 3		125,000 ⁽⁵⁾	
明治10		約 180,000 ⁽⁶⁾	
〃 29		約 200,000 ⁽⁷⁾	
〃 35		170,592	約 2,800円
出 典	各年正月2日 「内勘定」	各年「蠶油 惣勘定」	全 左

但、(1)~(3)(8)~(10)「内勘定」(4)「目録諸日記」(5)「諸職人雇帳」(6)「明治前期産業発達史資料第7集(4)」(7)「大福帳」

いたことがわかる。その品質の点でも九州の蠶として代表的なものであったらしく、明治十年内国勸業博覧会出品の生蠶のうちでも、他に比べて概ね高価である。(2) また、明治十三年の大阪商法会議所の調査による「大阪物価沿革表」(3)にも肥後の余印、余印、日田の田印(柘十印草野家||屋号柘屋の製品)とともに森家の製品(◎印)が取上げられていることからもうかがわれるので。

生蠶の原料たる樫実は九州の特産物であり、九州の各地で生産されている。原料の樫実は主として豊後国日田郡北部、筑前

国上座郡、筑後国生葉郡産のものである。

森家の榎実の買集めは一般に前貸しによっている。森家が錢一貫九〇〇文を前貸しして榎実七一斤（代一貫八八八文）を取った、九三郎の場合は近村の直接生産者からの買入れである。⁽⁴⁾これはその量の僅少さからして、自作分の榎実と思われる。これと同様のものに、年貢銀の滞り分を榎実で受取っている例をあげることができる。⁽⁵⁾

このような少量ずつの買入れは森家にとっては煩雑にすぎるのであろう。そこで世話人において買集めを依頼することが多い。例えば日田郡袋野村では

「 袋野

彦右衛門

世話人

小右衛門

」⁽⁶⁾

世話人は榎実を買集めて口錢＝世話料のみを受取る。

また、同郡金場筋では、

「 金場

勝兵衛殿

○当申年々座構始候

」⁽⁷⁾

勝兵衛は森家を受取るべき年貢銀の一部（恐らくは滞り分であろう）を榎実で取立てる世話をしている。

榎実買集めの方法で最も重要なのは仲買人を用いてのそれである。量的にもこれによるものが量も多い。例えば、日田郡鶴河内村の善八は天保六年、十九文錢三九貫余の前借によって榎実二六・七〇〇斤余（代錢三八貫目余）を渡し、筑前国上座郡志波村鍋屋文市は錢二八貫目余の前借に対し榎実一三・〇〇〇斤余（代錢一九貫目程）を渡している。⁽⁸⁾

以上のような仲買人の性格を森家の経営史料からうかがうに、例えば、日田郡財津村の宗七は、天保六年、錢三〇貫目程の前貸をうけ、榎実一四・六〇〇斤余を渡しているものであるが、その前借金のうち一八貫目余は金（一五両余）で受けている

のである。⁽⁹⁾このことは宗七が他に商業を営んでいることを示している。

その他、日田郡鞍村惣右衛門（金五十両）、上座郡志波村鍋屋文市（金七五両）、同久喜宮村綿屋庄五郎（金二四両）ら仲買人の大口前貸しは多く金でもってなされている。鍋屋、綿屋はその屋号からしても商人であることは明らかであるが、綿屋は他に森家から塩を購入している。⁽¹⁰⁾天保七年には嶋屋武左衛門が約三六貫目の錢と生蠟五五〇斤程を受取り、榎実二二、〇〇〇斤余を渡している。⁽¹¹⁾なお、壠河内村善八は井上姓を名のり、嘉永年間の日田地図の傍書に「近郷持丸酒造壠河内村善八」とのせられ、日田近郷きつての富豪であった。そして、一度に金二〇〇両の商資金を借入れる程の大商人であった。「鶴善来ル。壠前榎四方五千斤程行之由。同人金子式千両来寅拾拾月限借たく余、三江咄合何程歟出来候段申之候」⁽¹³⁾慶応二年には酒造も行ってはいる。⁽¹⁴⁾

このように、仲買人は農村の上層部に属し農村商人として活躍していたものである。

要するに、森家の榎実の買集めは、直接生産者への前貸しにより、そして場合によっては世話人をおいて、また農村商人の存在する地域では仲買人の手を通じて行っていたのである。とくに年貢銀を榎実で徴収することは領主の封建的収取機構によった原料入手の方法で、もっとも完全な意味で商品生産流通の不自由を前提としているといえる。⁽¹⁵⁾

そして榎実の価格は毎年、日田の製蠟経営者（③森、④山田、⑤山田、⑥山田、日隈、⑦合、田草野、⑧広瀬、⑨千原、手島、嶋甚）の協定によって決められているのである。⁽¹⁶⁾

その製品は文化後半では殆んど大部分が下関商人に、天保以降では大坂商人へ販売されている。⁽¹⁷⁾下関商人は裏日本、西日本と上方との商品流通を仲継するものであり、販売市場としてはその両者とも同一であるといえることができる。⁽¹⁸⁾（販売市場を上方におく製蠟業のあり方は九州のその一般的性格である。）そして、その販売、流通は在来の問屋的・隔地間流通機構に依存するものである。

(1) 七拾六文錢一匁Ⅱ丁錢七六文、森家の諸勘定は文化五年迄は七拾六文錢を用いている。全六年以後は拾九文錢（二匁Ⅱ一九文）を用いて

いる。この種の銭は九州で広く使用されており、その種類は十指に余る。以下本稿では七拾六文銭を⑧、拾九文銭を⑨のように略記する。

- (2) 「明治前期産業発達史資料」第7集(4)
- (3) 宮本又次責任編集「近世大阪の物価と利子」一一二頁
- (4)(6)(8)(9)(10) 森家文書「天保六年式番櫛基仕入帳」(大分大学学芸学部図書館架蔵) 以下単に文書名だけをあげたのは森家文書である。
- (5)(7)(11) 「天保七年式番櫛基仕入帳」
- (12) 松垣元吉氏蒐蔵文書
- (13) 「嘉永六年日記諸目録」
- (14) 「慶応二丙寅日記諸目録」
- (15) 「享保十九寅年記 千原覚書」によると、豊後天領では島方年貢は皆銀納、田方年貢は日田郡津江筋八か村は皆銀納、同大山筋六か村は三分の一銀納である。その方針は、明治初年まで続いた。(広瀬文書「辰甲送書」) 森家が西国郡代の掛屋となった時期は精確にはわからないが、延享三年正月二日の「勘定立」に「銀壹貫四百八拾四匁五分公儀預り銀助合米代」とあり、この頃よりと思われる。
- (6) 「新櫛直段極、両町立合飯直段極」(天保十五年「日記諸目録」)「当櫛直段極於豆田。当町々(半)余彦作参、直段出来不甲」「櫛直段立」「櫛直段去年の式匁落」(嘉永六年「日記諸目録」)
- (17) 各年「蠟油惣勘定」
- (18) 天保六年「荷物出入帳」

三、森家の経営における労働力

製糖作業は粉部屋および板場と称する作業場で行なわれる。粉部屋は準備工程、次に述べる四つの工程の(1)、(2)を行なう場

所で板場では主要な工程である(4)とその前段階の(3)とが行われる。

蠟の生産工程は四つにわけられている。その各工程の作業内容は簡単には次のごとくである。

- (1) 実搾りさね。小枝に房をなしている櫛実を、連架からさおをもつてうち落す作業。
- (2) 粉指え。櫛実を碓で搗いて粉にする作業。
- (3) 実煎り。粉を蒸して俵につめる作業。
- (4) 蠟絞り。蒸した櫛の粉を絞槽に入れて絞る作業。

この蠟絞りには、地獄めめと鳥居めめの二つの方法がある。前者は一人でするものであるが、後者は二人が一組となつて行う。前者は道具代が安く、その「仕法は甚弁理なる方故九州筋一統ハウこの絞り方を用いたが、両者の生産性には差異はなかつた。⁽¹⁾ 森家では鳥居めめの方法を採つた。(日田地方は大体この方を採つていようである。)

四つの工程のうち、(1)、(2)は独立して行われうる作業であるが、(3)と(4)とは時間的にも連続して、切り離して行うことのできない作業である。そして後述するように、ここでは分業とそれによる協業が行われているのを知る。

そして技術面についても、特に第四工程の蠟絞りにはある程度の熟練を要した。大蔵永常はその著「農家益後篇」で「畿内辺中国辺九州までも芸州広嶋より此絞り(引用者註、鳥居絞り)をする雇人出づ尤も上手なり」と述べている。また、表2にみられるごとく、森家では弘化元年には第一工程から第四工程までにそれぞれの労働者が固定して配置されているし、嘉永六年および慶応三年では第一工程から第三工程までに従事するものと、第四工程に従事するものとはっきりと区分していることは(1)と(3)と(4)の両者の作業内容に質的な差異があつたことを示している。

また、労働者の方からみても、(表3)例えば日隈の熊吉は弘化元年から慶応三年までもっぱら第四工程に従事しており、そのほかでも徳次、永次、伴助、安吉、久右衛門、は第四工程専従であり、それに対し、作次、喜作は第一工程から第三工程までもっぱら従事していることから判るように、誰でもが第四工程に従事できるものではなかつた。

さらに、明治三五年三月から翌年二月までの一年間に、蠟絞りに従事した四名のうち三名は二九二日以上の労働日数を数えている。(他の一名は十月十二日より翌一月始めまで休んでいる。これには何らかの個人的な事情が存在したと思われる。)しかるに、蠟絞り以外の工程では、実摺りと実煎りに従事した喜一が二三八日勤めたほかは、いずれも一五〇日に満たない。つまり、蠟絞りには、專業の労働でなければならぬような技術の一定の高さが要求されたのに対し、その他の職種では技術の熟練度は殆んど問題にならなかった——農民の余暇労働でまかなえたのであろう。

後述するような賃金の高さも作業内容の質的な差異をうらづけるもので、篠藤光行氏が「斯業(引用者註製蠟業)で基本的となる労働とは技術というよりも苛烈な筋肉労働に堪えうる肉休条件を備えているという事であり、労銀の高さもそれによって説明されねばならない。」⁽²⁾といわれるのは、技術面を余りにも過少に評価しているものといわねばならない。

幕末の文化年間を中心とした各工程の労働の実態について。(表4)

一、実摺り

実摺りは出来高給で、文化十三年迄は一石(約五〇〇斤)⁽³⁾につき、飯料込みで⑩七匁、全十四年に一匁ほどの上昇をみている。一日一人当りの摺り高は明治三五年では三石であるが、果して幕末にそれ程も行っていたかどうか。粉拵えや実煎りとの労賃の釣合いから考えると、その半分の一石五斗程度と思われる。(慶応三年の実摺り、粉拵え、実煎りの一日一人当りの労賃は同額である。)そうだとすれば、明治に入って労働の変化があったことになるが、その点については今のところ全く不明である。慶応三年には労賃が大巾に騰貴し、四〇匁である。

二、粉拵え

粉拵えの一日一人当りの作業量は三〇〇斤から四〇〇斤である。⁽⁴⁾労賃は飯料を含めて一〇〇斤当り⑩約三匁五分、文化十四年は四匁二分で若干の上昇をみた。その後は弘化元年まで変化ない。⁽⁵⁾文化十一年以降は一日一人当りの作業量の記載はなく、一〇〇斤を一人前とした基準給のみをのせている。全十三年の二〇四〇人手は二〇四〇人前であって、実際の延労働日数はそ

の約きで、三人の労働者がそれに従事するにふさわしい量である。慶応三年には四〇―四五匁である。

三、実煎り

実煎りは約三石を基準として⑯約一〇匁である。一日一人当りの基準作業量は三石だが、最盛期の弘化元年でも蠟絞りは八人であるから、一人一五〇斤絞ったとしても一、二〇斤（二石四斗）しかいらぬ。恐らくは、若干量の実煎りや粉拵えを同時にやって、基準労働量を消化したのであろう。

四、蠟絞り

文化十一年以後は櫛実一〇〇斤絞りを一人手（一人前）として出来高払い制の基準としている。一〇〇斤当り労銀は⑱一二匁程である。文化十四年に若干の上昇をみた。蠟絞りはこの生産部門の中心工程をなし、肉体的にも最も烈しい労働である。従って労賃も他に比し、一〇%以上高くなっている。一日一人当りの絞り高は慶応三年では普通一二五斤で時には一五〇斤の場合がみられる。⁽⁶⁾ 労賃は前者が四五匁で後者は五四匁である。

「農家益」には「老人前百斤と宛式百斤ばかりもしほるなり」、また「櫛実百斤但百六拾目斤なり是を老人前の仕業と定め老人半前又ハ式人前も絞る也」とあり、明治初年の豊前の例でも、二人で「三百拾二斤ノ実ヲ絞りテ生蠟五拾五斤乃至六拾二斤余ヲ得ヘシ」とあるのを見ると、森家の作業量は他に比して少ないようである。⁽⁷⁾

原料一〇〇斤当りの搾蠟量は文化年中の七年間の平均で一八斤弱で、九州では心ずしも少ないものではないが、上方に比べると幾分能率が低いようである。⁽⁸⁾ そして、それは明治末においてもかわっていないのであるから、幕末以降明治末に至るまで生産手段および技術の改善がみられなかったことになる。

慶応三年の森家の製蠟の労働者は実搾り、粉拵え、実煎り工程が中城の伴助、浦川原の喜作、寺ノ下の林助の三人で、蠟絞りは日隈の熊吉、寺ノ下の安吉、下徳瀬の兼吉、豆田の久右衛門の四人であった。これらの労働者の個人別・職種別・月別の稼働の状態を表5にまとめた。

表4

メ立はじ	文化7午 94,450斤	8未 24,550	9甲 51,100	10睦 76,210	11戌 110,800	12亥 150,500	13子 199,000	14丑 150,800	慶応3	明治35
〔実摺〕 1人当り摺り高 質1石当り 100斤当 備考	162石 1石5斗9 手飯 ^⑨ 7俵 (133文)	42石 全7俵 (133文)	91石9斗 7俵 (133文)	145石 7俵 (133文)	216石5斗 7俵 (133文) 21.4文	310石4斗 手飯7俵 (133文)	402石3斗 7俵 (133文) 26文88	299石1斗 8俵02 (154文4)	1人1日40俵	9石 (1500斤) 27銭
〔粉拵〕 人員 1人当り拵高 質	315人 299斤84 5俵986 (112文8)	57人 406斤14 9俵14 (273文7)	170人 300斤6 6俵02 (114文4)	202人 871斤4 7俵545 (143文4)	70人 3俵5 (66文5)	97人手 手飯3俵5 (66文5)	(2040人手) 97斤55 3俵5 (66文5)	191人手 4俵2 (79文8)		300斤
飯料とも 全 〔美煎〕 人員 1人当り煎高	10俵936 (207文8) 3俵65 (69文3)	14俵14 (268文7) 3俵48 (66文1)	11俵02 (209文4) 3俵67 (69文7)	12俵549 (238文4) 3俵38 (64文2)	70人 (3石09斤) 1583斤	約 (1,520斤)	191人手	101人手		3石 (1500斤)

賃	5匁 (95文)	5匁 (95文)	5匁 ³³ (101文)	5匁 (95文)	10匁 (190文)	10匁 (190文)	10匁 (190文)	10匁 ⁴ (197文6)	40匁	27錢
全 飯料とも 全 100 斤 当	10匁 (190文) 10文	10匁 (190文)	10匁 ³³ (196文) 15文 ³	10匁 (190文) 13文	10匁 (190文) 12文	10匁 (190文) 12文 ³	10匁 (190文) 12文 ⁵	10匁 ⁴ (197文6) 13文 ²	40匁	27錢
備 考			内17人㊟下男		全100斤=1 斗9升5合4 勺			計 710.5人		
〔メ 立〕 人 員	785人	230人	403人	790人	1108人手	1505人手			966人	
1 人当 ヲ立高 賃	120斤8 8匁76 (166文4)	106斤7 8匁13 (154文5)	126斤9 8匁84 (168文)	96斤5 6匁925 (131文6)					125斤	140斤
全 飯料とも 全 100 斤 当	13匁76 (261文4) 11匁42 (217文)	13匁13 (249文5) 11匁28 (244文)	13匁84 (263文) 10匁9 (207文)	11匁926 (226文6) 12匁97 (231文)	(12匁1) 230文84	手振 (11匁11文77 225文 (223文6)	(12匁4) 235文8		45匁 86匁 (684文)	30錢 21錢4厘
備 考		古〇のみ								

各個人の年間の労働日数は概ね二〇〇日以上で、蠟絞りの安吉のごときは二六七日に達している。そして六つの月はほぼ満勤であることは、彼の労働が単なる農閑の余業ではなく、主たる家計の収入をこの労働によって得ていたことを物語るものと思われる。尤も、農繁の五月の労働日数がかなり少なく、年間の労働日数が全日数の六〇七割でしかないのであるから彼らは完全には農業から離脱しているという訳ではない。

次に、労働力の出自等について。

表 5

慶応3年「諸職人雇帳」

上段……蠟メ () は54匁給 (300斤打)

板場雇人稼働表

下段……実摺、粉拵、実煎

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
日ノ隈 熊吉	18	30	29	30	19	26	22	26	16	29			245
赤ノ下 安吉	(16) 28	28	29	28	16 (すり) 1	18 (すり) 1	13	25	19	14 (すり) 1	14	28	(16) 260 7
下徳瀬 兼吉	22	28	29	29	14 (すり) 1	20	15	22	17	7	7	24	234
豆ノ田 久右衛門	(4) 12	28	26	25	12	20	9	15 (いり) 1	15	11	9 (いり) 1	26	(4) 208 7
中伴城 助	(3) 3	1	1	3									(3) 8
浦川原 喜作	22	30	29	25	15	22½	19	23	17	9	13	22	246½
寺ノ下 林助	19	26	26	26	8 15½	17	17½	16	16	1	9	12	24
(奉求く 公人喜八)	8	9	1	18	11	5	0	2					54
(全豆和 市)	10												10
(全) 勘兵衛												8	8
計	93 68	115 90	114 81	115 89	69 46½	84 60½	59 64½	88 65	67 50	62 30	39 26	78 74	983 744½
合 計	161	205	195	204	115½	144½	123½	153	117	92	65	152	1727½

弘化元年より慶応三年までの間に製蠟労働者として森家に雇傭された二六人のうち、居住地の判明するものの十一名を町村別に分けてみると次のようになる。

隈 町（四名）永次、作次、貞八、久吉、

豆田町（一名）久右衛門

竹田村（四名）元七、喜作、安吉、林助、

中城村（一名）伴助

日隈村（一名）熊吉

右はいずれも隈、豆田両町およびその周辺農村である。居住地の判明しないものも恐らく町内か周辺農村であろう。

彼らがいかなる階層に属するかは、目下のところ不詳である。森家の史料からは弘化元年粉部屋勤めの武七の森家との小作関係⁽¹⁾と隈町居住の永次、作次、貞八の三名が森家の店借りであるという関係が検出されるにすぎない⁽¹²⁾。しかし、彼らが両町および周辺農村の階層分化の結果析出された貧農層であること、そしてその階層分化が日田商人や在方の上層農民等の地主的土地所有によって惹起されたものであることは推測に難くない⁽¹³⁾。つまり、他律的に商品経済にまきこまれて、貧窮した農民が生計の不足分の補充のために放出した労働力と考えられるのである。

にもかかわらず、慶応年間における森家と彼等との契約関係は質奉公人や長年季奉公人の場合のような嚴重な身分的な従属関係と伴ったものではなかったようである。森家の史料のうち帳簿類を除いた外は一切が散逸してしまっているので、彼らとの契約の内容を示す書類は現存しない。従ってそれは森家の経営史料から推定する外はないのであるが、次のような事情から考えられる。第一に彼らの労働時間は不定である。表5にみるように、寺ノ下の安吉は年間二六七日の労働を行なっているが、中城の伴助は一九〇日でしかない。他の五名はこの両者を最高、最低の限度としてその中間の労働日数を記録している。月別にみると、一か月満勤の状態から著ないし三、四日といつたごく僅かの日数の労働までがあり、千差万別である。第二に

労賃は出来高払い制であり、その額も他に比してかなり高い。慶応三年では実摺り、粉拵え、実煎りが一日一人当り⑨四〇匁蠟絞りが四五匁(三〇〇斤打ちの場合五四匁)であつたから、年間三〇〇日としても⑨一二貫目ないし一三貫五〇〇目で、同年の下男奉公人の年間の給金が⑨四貫三二〇目(金一二両)、店勤めのそれが⑨五貫四〇〇目(金一五両)であつたのに比べると著るしく高い。⁽¹⁴⁾このような不規則な労働状況と比較的高い労賃はその労働が長年奉公人の労働とは質的に異つており、賃銀労働者としての性格を多分に蔵しているというべきではなからうか。また、労賃の受取りの状態についてみると、各人が個人的な必要に依じて少額の錢(時としては米その他の現物)を月に數回にわたつて前借りし、それを労賃で差引き計算をするという形をとっている。前借りの差引き残りは翌月にくり越される。その額は一般に少額で、森家との雇傭関係を強制されるような性格のものではないと思われる。尤も、彼らが錢、米その他の現物の形で生活必需品を不断に前借りしていることである種の身分的な制約をうけることは否定できない。

以上のように幕末において、すでに製蠟工業において、資本制的賃労働の萌芽形態をみるのであるが、それは製蠟工業における労働の性格は長年奉公人が一般に有していたような雇傭主との地主||小作関係、または金錢の前貸関係が微弱なものであつたことによるのは勿論であるが、彼らの労働の経営の中に占める地位、彼らのもつ職人的手工業技術の高さに負うところが大であらう。とくに、それは蠟絞り労働について云える。

このような労働力の性格が経営の当初からあつたものかどうか、にわかに結論づけることは避けねばならない。ここではただ、森家の経営史料にあらわれた限りにおいては文化年間と慶応年間には大差はないようであるといふにとどめておく。

最後に明治期について。明治期は製蠟業の衰退の時期である。生蠟は明治末年においても蠟燭・石鹼・羽二重糊・化粧品原料としてある程度の需要はあつたが、それは限られており、漸次、漸次化学製品にとつかわられて生産が減退していった。第一節に述べたように、明治七年頃の生産高は幕末の数分の一しかなく、その後十年代以降次第に回復して、熊本県のごときは明治末期には幕末の水準を越えたが、九州全体から見ると生産は衰退している。

森家の明治期における経営の推移は次のようである。原料消費量および生蠶生産量の変化からみると、明治一〇年から二九年にかけては若干の拡大がみられるが、以後は漸減している。(表6) (明治三七年は特殊事情があるらしい)

これを労働量からみると、明治二六年から三五年にかけての減少。四五年には回復したことが考えられるが、(表7)同年の原料購入量は八万斤余でしかないので必ずしもそうとはいえない。いずれにしても明治期の経営の縮小は明らかである。蠶が需要の限られた商品であるので生産規模を拡大する余地もなく、技術的にも発展の可能性のない、ただ旧態を維持してわずかに生産を継続していく以外になかったであろう。

表8は明治三五年度(全年三月より翌二月まで)の個人別、職種別、月別にみた労働状況である。年間労働日数が二九九日以上の三名はいずれも蠶絞り従事者である。このことは蠶絞り労働の一層の專業化(一定の手工業的技術の熟練を前提とする)、従って蠶絞りにおける賃労働の成立を物語る。蠶絞りの他の一人、谷口半蔵は十一月以降全く蠶絞りをやめており、翌々年にも登場しないところをみると老令等の何らかの個人的な事情によるものである。

次に労働日数の多いのは実搾りと実煎りの喜一の二二八日である。当年の経営規模では二工程に一人ずつの專業者をおく必要はなく、両工程を一人まかないえた。年間二三八日の労働では製蠶專業とはいえない。

その他はいずれも一五〇日以下でその主な職種は粉拵えである。その最も多い喜助で一三一日で、一〇〇日をこえるのは三人である。月別にみても大体、月二〇日以下である。このことから粉拵えは常備の專業労働者によるものでなく、貧農の家計補充労働として行なわれたものであると思われる。(蠶絞りの四人は苗字をつけて記帳されているが、他は名前だけであるのも両者の労働力の性格の相違を示唆しているのではないか。)

以上、森家の衰退期の製蠶経営の労働力は、蠶絞りはその技術的な性格から專業労働力(手工業的熟練労働)により、他の工程は農家の家計補充労働としての非專業労働力によっているということが出来る。しかし非專業労働力といえども日雇、出来高払い給であり、奉公人のような隷屬度の高い労働力では決してない。

表6 原料消費量・生蠟生産量の推移

	原料消費量	生蠟生産量	搾 蠟 率	
明 治 10 年		30,000斤		〔明治前期産業 発達史資料〕 7-(4) 「大福帳」
〃 29 〃		※ 37,027		
〃 35 〃	170,592斤	27,309	16.0%	〔板場勘定帳〕
〃 37 〃	60,670	8,748 5	14.4%	「全 上」
〃 39 〃		※ 23,000		「大福帳」
〃 45 〃	※ 81,263			「目録諸日記」
備 考	※ 印購入量	※ 印販売量	$\frac{\text{製品(斤)}}{\text{原料(斤)}} \times 100$	

表7 労働日数・人員

		実 搾	実 煎	粉 搾	蠟 絞	合 計	出 典
明治26年	総労働日数	566		738	1703.13	3007.13	明治26年
	実従人員						「諸職人 雇帳」
〃 35 〃	〃	130	129	568.5	1,214	2,041.5	明治35年
	〃	1			4		「板場勘 定帳」
〃 37 〃	〃	49	49	194	434	726	明治37年
	〃	1			3		全 上
〃 45 〃	〃						明治45年
	〃	1		1	6		「目録 諸日記」

表8 明治35年 個人別月別業務別稼働表

	M35 3月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	M36 1	2	計
谷口半蔵	28	25	25	26	27	24	20	11			11	22	216
蠟 ヲ	28	25	22	26	27	24	20	11					183
実 搾												1	1
粉 搾											11	21	32
高瀬久吉	23	27	23	30	31	24	25	29	26	24	28	24	314
蠟 ヲ	23	27	20	30	31	24	25	26	25	24	28	24	307
粉 搾			3					3	1				7

	M35 3月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	M36 1	2	計
高瀬正太郎	30	30	30	5	31	25	25	27	19	20	29	28	299
蠟粉	30	30	27	5	31	25	25	24	18	20	29	28	292
メ拵			3					3	1				7
伊藤末吉	29	29	30	24	28	25	26	27	22	14	27	25	306
蠟粉	29	29	26	24	28	25	26	23	21	14	27	25	297
メ拵			4					4	1				9
原田春吉	22	13	5					4	8	21	23	27	123
蠟粉	12									13	23	27	75
メ拵		1											1
実拵		1							1	1			3
実拵	10	11	5					4	7	7			44
徳一	10	8	16	9	21	14	6		8	10	16	24	142
蠟粉											3	24	29
メ拵			1	1									2
実拵			2	2									4
実拵	10	8	13	6	21	14	6		8	8	13		107
喜一	24	15	19	11	25	20	20	20	14	15	27	28	238
実拵	12	7	10	6	13	10	10	9	6	6	13	12	114
実拵	12	7	9	5	12	10	10	9	5	6	12	16	113
拵		1						2	3	3	2		11
喜助	12	13	9	12	20	15	8	2		2	22	25	140
実拵		2										2	4
実拵	1	2			1								5
拵	11	9	9	12	19	15	8	2		2	21	23	131
永二	21	8	8	16	20	17	17		9	10			126
実拵	1			1			1			2			5
实拵	20	8	8	13	20	17	16		9	6			4
拵				2						2			117
米吉	20	6	4			7	15	9			6	26	93
实拵	1												1
粉拵	19	6	4			7	15	9			1	5	61
蠟粉												26	31
藤助											3	26	29
实拵												2	2
拵											3	24	27
雇人		0.5	3.5						1.5	3	3.5	3.5	15.5
拵		0.5	3.5						1.5	3	3.5	3.5	15.5
合計	219	174.5	169.5	133	203	171	162	129	107.5	119	195.5	258.5	2041.5
蠟粉	122	111	95	85	117	98	96	84	64	73	115	154	1214
拵	14	10	11	8	13	10	11	9	6	8	13	17	130
拵	70	43.5	52.5	31	60	53	45	27	31.5	29	54.5	71.5	568.5
拵	13	10	11	9	13	10	10	9	6	9	13	16	129

(1) 大蔵永常「農家益」

(2) 篠藤前掲論文

(3) 「明治三十五年板場勘定帳」

(4)(7) 明治初年、豊前国京都郡堤家では三二二斤（「明治前期産業発達史資料」第7集(4)）

(5) 「弘化二年内勘定」

(6) 「慶応三年諸職人雇帳」

(8) 小倉藩宮マニユで一八斤、堤家で一七・六〇二〇斤、天草石本家では一三斤である。

(9) 上方では凡そ二〇斤（「農家益」）

(10) 五月の労働日数の少ないことは次のような事情も考慮に入れらるべきである。というのは、毎年秋に採入れられた榎実は翌年まで貯蔵され、梅雨後に絞られるのが普通である。勿論、春に絞ることもできるが、それは蠟の品質が悪く、新実と称して価格も低かった。梅雨後に絞ったものは古実と称し、特に八、九月になって絞れば最上質の蠟がとれた。従って五月は古榎と新榎の端境期にあってるので、板場の仕事も比較的暇な時期であったのである。

(11) 「天保十三年小作入立帳」

(12) 「嘉永六年田畑小作入立帳」

(13) 日田地方の村明細帳からみた高持と店借・水呑の比率は次のとおりである。

年代	村名	高持	店借・水呑
天明八年	豆田町	四六%	五四%
慶応三年	全	四三%	五七%
天明八年	中城村	三六%	六四%

日田商人の明治三年における他村田畑所有の状況は

田 方 畑 方

計

千原家 一二町〇反二畝二〇歩 三町二反三畝一三歩 一五町二反六畝〇三歩

草野家 八・四・二・〇・六 一・七・〇・二三・ 一〇・一・二・二九・

広瀬家 五・七・六・〇・五 一・三・〇・一三・ 七・〇・六・一八・

(原田敏丸「豊後日田における商人資本の性格」九州経済史論集。)

森家の文化二年正月における土地所有は金額にして田畑⑥九四貫九二六匁、持屋敷⑥二二貫五〇〇目であった。全元年の小作料収入は米四〇石二斗余(代⑥三貫〇一七匁)粟一三八石五斗四升(代⑥六貫九二七匁)で計九貫九四三匁、米にして約一四二石であった。

(14) 下男茂市(筑前国上座郡出身)が年給金一二兩(一兩①②三六〇目)で慶応二年四月一〇日より傭われている。また店の辰治(辰次郎)は全年の年給が金一五兩であった(「慶応三年諸職人雇帳」)

む す び

一般に、資本主義への移行は特権的な富農層の支配の下から、それに対抗して成長して来る中農層による生産支配の成立、そしてその労働力は特権マニユ——年季奉公人、本来的マニユ——資本制的賃労働者と図式化される。

しかるに、農業の生産力の低い地域においては、先進地域から起る商品経済の波に、他律的にまき込まれる結果、不断に中小農民の波落がおこり、村落内部でごく少数の富農、地主(九州では中世土豪の系譜をひくものが極めて多い)と多数の貧農・小作人への分解が生じる。ここでは、商工業は特権的な富農・地主または都市商人たちによって担われ、その経営は永く安定する。天保以降、生産力の発展により中層農民のもとに「萌芽的利潤」が形成され、彼らの商品流通への直接的参加が起るが、その力はなお微弱である。とくに、特産物生産で、明治以降次第に衰微していく製蠟業においては、特権的経営は特徴的である。

しかし、労働力についてみると、特権的経営においても、その生産の技術的要因から、年季奉公人の労働力とは異質の賃働
力（もともと萌芽形態ではあるが）が部分的にせよ用いられざるをえなくなっているのである。

いわゆる後進地域の資本主義への移行は非常に複雑な形をとってあらわれる。

本稿はあくまでも、九州における工業労働力の考察の一例であり、しかも、より重要な明治期の分析がその史的制約から
極めて不十分である。

幕末の九州における商品生産は数量的にはかなりの段階にまで到達していたが、それがいかにして挫折し、中央資本へ隷属
するに至ったかについては、未だ全く不明のままにおかれているといつてよい。個別的な、とくに明治期の分析の集積が望ま
れる訳である。

〔附記〕 本稿は昭和三八年度文部省科学研究費交付金（奨励研究）による成果の一である。